

第1号議案

議会からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により議会から意見を求められた平成23年9月定例府議会への次の提出議案（平成23年12月追加提出分）について、その趣旨、内容とも適当であると認められる旨を回答したことを承認する。

平成23年12月16日

大阪府教育委員会

第107号議案 府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

<参 考>

〔内 容〕

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）が平成23年10月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行う。

〔施行期日〕

公布の日

〔根拠規定〕

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（条例による事務処理の特例）

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。

以下（略）

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

七 前各号に掲げるもののほか、特に重要と認められる事項に関すること。

(事務の専決及び代決)

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第七条 (略)

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員企画課

■改正の理由

- ・大阪市の場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づき、子ども手当に関する認定事務等であって、大阪市が設置する学校の職員（府費負担教職員に限る。）に係るものを大阪市が処理することとするため、条例の規定を設けているところである。
- ・子ども手当の支給については、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）に基づき行われてきたが、同法は平成23年9月分までの支給について定めたものであって、同年10月分以降の子ども手当の支給について平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）が同年10月1日に施行された。これに伴い、所要の規定整備を行うものである。

■改正の内容

- ・第3条中「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）」を「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）」に、同条第1号中「法第6条第1項及び第2項」を「法第6条第1項及び第3項」にそれぞれ改める。

■施行期日

公布の日

■政策アセスメント・制度間調整

大阪市と調整中

大阪府条例第 号

府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例
 に関する条例の一部を改正する条例

府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する
 条例（平成十二年大阪府条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示
 すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪府が設置する学校の職員に係るものは、大阪府が処理することとする。</p> <p>一 法第十六条第一項又は第二項の規定によつて読み替えられ、又は準用される法第六条第一項及び第三項の規定による支給資格及び子ども手当の額の認定に関する事務</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>第三条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪府が設置する学校の職員に係るものは、大阪府が処理することとする。</p> <p>一 法第十六条第一項又は第二項の規定によつて読み替えられ、又は準用される法第六条第一項及び第二項の規定による支給資格及び子ども手当の額の認定に関する事務</p> <p>二・三 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例
 に関する条例第三条の規定は、平成二十三年十月分以後の月分の子ども手当に
 係る事務について適用し、同年九月分以前の月分の子ども手当に係る事務につ
 いては、なお従前の例による。